



<http://www009.upp.so-net.ne.jp/dtkk/index.htm>

「京都ライブラリアン・セッション」のご案内

個々がもつ知識やスキル・経験は、共有することによって、より深く広くなるのではないのでしょうか。ご応募いただいた会員の発表を軸に、会場を交えた「共有の場」として、「京都ライブラリアン・セッション」を開催します。

日時：2005年1月22日(土) 14:30-17:00 (受付 午後2時15分から)

場所：京都市国際交流会館 1階第1会議室

京都市左京区粟田口鳥居町2番地の1

(市営地下鉄蹴上駅から徒歩6分) TEL:075-252-3010

アクセスマップは8ページをご覧ください。

会費：無料

報告(発表順不同)：

「大学図書館のボロイングポリシー：貸借資料の複写可否」

吉野貴庸氏(京都精華大学情報館)

「見たい！行きたい！海外図書館：どう準備し、実践するか」

江上敏哲氏(京都大学情報学研究科図書室)

「May I help you? : プッシュ型のレファレンスサービス」

福井京子氏(京都大学教育学部図書室)

「学部/学科図書館における電子図書館サービスの一例」

進藤達郎氏(京都大学工学研究科・工学部物理系図書室)

※終了後、懇親会を予定しております。

※大図研の会員でない方のご参加もお待ちしております。

<京都支部臨時支部総会の開催について>

同日午後1時30分より、同会場にて、臨時支部総会(支部規約の採択)を開催します。

支部規約(案)は、4ページをご覧ください。

京都支部会員の皆さまはどうぞご参加下さい。

[目次]

「京都ライブラリアン・セッション」のご案内	...	1
「京都ライブラリアン・セッション」報告の要旨	...	2
臨時支部総会議案「大学図書館問題研究会 京都支部規約(案)」	...	4
京都ワンディセミナー「図書館員のプロフェッション」参加記	...	6

○ ご意見・ご要望、投稿は下記、電子メールまたはURLへお寄せください。

電子メール：dtkk@rg7.so-net.ne.jp (大学図書館問題研究会京都支部)

URL：http://www009.upp.so-net.ne.jp/dtkk/index.htm

「京都ライブラリアン・セッション」申込方法及び報告の要旨

◆申込方法：(1)氏名、(2)所属、(3)懇親会参加の有無を記入の上、下記までお申込み下さい。

・京都支部 Web サイトからのお申込みは

<http://www009.upp.so-net.ne.jp/dtkk/news/session20050122.htm> から。

・FAX、電子メールでのお申込みは

支部委員 赤澤久弥 (京都大学工学研究科・工学部電気系図書室) まで。

TEL 075-383-2344 FAX: 075-383-2346 E-mail hakazawa@lib.mbox.media.kyoto-u.ac.jp

◆報告の要旨

「大学図書館のボロイングポリシー - 貸借資料の複写可否 -」

吉野貴庸氏 (京都精華大学情報館)

図書館間の相互協力サービスに、現物貸借のサービスがある。このサービスにより貸借された資料については、著作権法 31 条より、依頼館では複写はできない、という解釈が一般的になっている。しかしながら、『図書館サービスと著作権』(改訂版、日本図書館協会、1994)にもあるように、他館より借り受けた資料も、複写可能であるとする見解も少数ながらあるようである。例えば、「国立大学図書館協議会現物貸借申合せ」(1989年6月29日採択、国立大学図書館協議会)の「依頼館の責務」では、「依頼館と利用者は、受付館の設定する貸出条件に従う必要があること。受付館が特に禁止していなければ、依頼館での複写は許される。ただし、著作権法上適法であること、ならびに原資料にいかなる損傷も加えられることのないことが条件となる。その他、利用に当っては依頼館の利用上の規則によること。」と記されている。

そこで、今回、全国の大学図書館のHPより、各大学のボロイングポリシーを調査し、現物貸借における資料の扱いについての現状を確認することにした。各大学図書館のホームページについては、上田修一氏作成の「日本の大学図書館、公共図書館とのリンク+OPAC」(<http://www.slis.keio.ac.jp/~ueda/libwww/libwww.html>)を参考にした。調査した686館中1館で、複写可としている大学が確認された。また、資料の利用については、相手館の指示によっている大学が21大学、複写不可としている大学が29大学、館内閲覧・利用としている大学が47大学確認された。ここで、この館内閲覧・利用というのは、複写可としているのかどうかという点も問題となる。館内利用に複写は含まれるのか。著作権法 31 条の一般的な解釈が含まれているのか。「閲覧」という言葉も国語辞書の意味ではなく、図書館用語として歴史的に見ると「館内利用」を意味する。

「見たい！行きたい！海外図書館：どう準備し、実践するか」

江上敏哲氏 (京都大学情報学研究所図書室)

海外の大学図書館や国立・公共図書館などを訪問し、どのようなサービス・マネジメントを行っているか、どのような施設・機器があるかについて、見聞した内容を紹介する、といったよ

うなことは、これまでも数多くかつ繰り返し発表・報告されています。ですが、実際に自分自身が海外図書館を訪問・見学することになったとしたら。何を準備したらよいのか、どうやって手続き・交渉していけばよいのか、戸惑うのではないのでしょうか。各図書館の調査・見聞の結果については、雑誌記事やWeb上で多数読むことができます。が、その訪問・見学そのものがどのように準備され、実施されたかについて、先人が詳細に紹介してくれているような発表・報告はなかなか見当たらない、というのが現状です。

昨夏、京都大学教育研究振興財団からの助成（海外短期派遣）を受け、ヨーロッパの日本語・日本研究資料図書館5館（イギリス・オランダ・アイルランド）を訪問し、欧州日本資料専門家会議（スペイン）に参加してきました。今回のセッションでは、各図書館や会議そのものについての紹介を敢えて割愛し、その訪問・見学のために行なった事前準備や、訪問中・訪問後などで実際に体験・反省したことなどをご報告したいと思います。

訪問の目的をどう設定したか。行き先の取捨選択のためにどういう事前調査を行なったか。訪問先へのコンタクト・依頼の際の段取りや失敗、先方の反応。スケジュール設定の経緯。どのような予習をして、どのように事前質問票の作成・送付したか。そして、帰国後はどのように取りまとめていったかなど。

準備・手続き・交渉といった周辺的なことを、自らの体験と反省をもとにテーマとしてとりあげ、本当にこれでよかったのか、叩き台として検証していただければと思います。そして今後、より多くの方が、よりスムーズにかつ実り多い海外訪問を実践していただける、その一助になれば幸いです。

「May I help you? : プッシュ型のレファレンスサービス」

福井京子氏(京都大学教育学部図書室)

今まさにインターネット時代です。図書館のレファレンスもご多分にもれず、キーボードをたたけば欲しい情報がすぐ手に入ります。雑誌の記事を探す場合も、冊子体の雑誌記事索引でこつこつと探したのですが、NDL-OPACやCD-ROMですぐにわかるようになりました。そして機械操作の熟練度がレファレンスの善し悪しにつながるものが、多くなってきたように思えるのです。それで本当にいいのでしょうか。受験戦争に勝ち抜いてきた学生さんたちの中には効率の良さばかり考え、答えを早く要求してくる人もいます。ネットなどの情報からいち早く簡単に答えを出し、それでいいと考えている学生さんには、順序立てて学問に取り組む姿勢を学んでほしいと思い、まず、辞書の重要性をお話します。そこから、重要なことを芋づる式に探し出し、先人の研究を読みこなして、そして自分の考えをつくりあげていってほしいと話をします。

とくに教育学部という学部の特色を考え、人に関わる学問・研究をする人たちだけにでも、ゆとりをもって研究をしてほしいと思っています。こんなお話をしていますと、こんな時代になんてことをとおしかりを受けそうですが、もちろん、利用者教育には、インターネット情報活用は必要で、現一回生には、教育学部でのオリエンテーションと附属図書館での40-50分ほどの教育学部のためのオリエンテーションをしっかりと受けてもらった成果は確実に実っています。私がレファレンスで一番心がけていることは、「なんでも図書のことは福井さんに聞こう！いつもやさしく教えてくれるから」なのです。

「学部・学科図書館における電子図書館サービスの一例」

進藤達郎氏 (京都大学工学研究科・工学部物理系図書室)

情報化の進展により、大学図書館における電子図書館サービスの重要性は高まっている。電子図書館というと、MyLibraryのような図書館ポータルや貴重資料の電子化と公開などといった全学的な事業がまず想起されるが、インターネットを通して図書館サービスを提供しているのはなにも大学図書館の中核たる中央館だけではなく、ウェブサイトを持ち情報やサービスの提供を行っている学部・学科クラスの図書館も多数存在する。しかしながら、それらの図書館が提供する情報やサービスの内容は様々であり、種々の事情から断片的なサービスにとどまっているケースも多く見られる。そのような状況下で学部・学科図書館が提供すべき電子図書館サービスとはいったい何か、ということを経験を通して考えてみる。

私が所属する京都大学工学研究科等図書室及び物理系図書室では、ウェブサイトのリニューアルを計画しているが、これを単なるウェブサイトのデザイン変更ではなく、学部・学科クラスの図書館サービスを見直すきっかけとしたいと考えている。そのため、まずは電子図書館の機能やコンテンツについて整理し、その中から、国内外の大学図書館の事例も参考にしつつ、学内の他の図書館との役割分担や学部・学科に特有の事情を考慮して提供すべきサービスを取捨選択してみる。可能ならばそのサービスの予算・人員・体制面からみた実現可能性や、提供するに当たって考慮すべき技術的側面にも触れつつ、学部・学科図書館が提供する電子図書館サービスの一つの形を示してみたい。

臨時総会議案：大学図書館問題研究会 京都支部規約 (案)

わたしたちは「大学図書館員は、知る権利、学問の自由、教育を受ける権利を保障する立場から『求める資料を求める人の手に』を合言葉に、学術情報にかかわるすべての人々と連携・協力して学習・研究・実践を行う」という基本方針に基づいて活動をすすめます。

(名称)

第1条 本支部は、大学図書館問題研究会京都支部と称します。

(目的)

第2条 本支部は大学図書館問題研究会の会則に従い、会員相互の交流を深めるとともに、研修・経験交流の場を提供することで大学図書館の発展に寄与することを目的とします。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために次の事業をおこないます。

- 1 支部報の発行

- 2 研究交流会の開催
- 3 総会の開催
- 4 その他本支部に必要な事業

(会員)

第4条 本支部は京都府の大学図書館員および本支部が認めた会員で組織します。

- 2 支部会員は本支部のすべての事業に参加し、支部報の配布を受けることができます。
- 3 京都支部に所属しない会員は、購読会員となることができます。購読会員は、支部会費を納めることによって、支部報の配布を受けることができます。

(総会)

第5条 本支部の最高機関を総会とし、すべての支部会員はこの総会に出席し、発言し、議決に加わる権利を有します。

- 2 総会は年1回支部長が招集し開かれます。ただし、委員会が必要としたとき、もしくは会員の3分の1以上の要求があるときは臨時に総会を開くことができます。
- 3 総会は活動方針、予算、決算、委員の選出およびその他必要事項を審議し、決定します。

(委員会)

第6条 本支部に支部長1名を含む委員会をおき、会務を担当します。

- 2 委員は総会において選出し、選出された委員は支部長1名を互選します。
- 3 委員会のもとに事務局をおきます。

(支部委員)

第7条 支部長は本支部を代表し、会務を主宰し、総会、委員会を招集します。支部長の任期は1年とします。ただし再任をさまたげません。

- 2 委員は会務を分担し、その任期は1年とします。ただし再任をさまたげません。

(監査委員)

第8条 本支部に監査委員1名以上をおきます。

- 2 監査委員は総会において選出します。
- 3 監査委員の任期は1年とします。ただし再任をさまたげません。

(全国委員)

第9条 本支部に全国委員1名をおきます。

- 2 全国委員は総会において選出します。
- 3 全国委員は支部委員であることを要件とします。

(財政)

第10条 本支部の経費は支部会費、支部還元金、事業収入および寄付金でまかない、支部会員および購読会員は支部会費を前納しなければなりません。

- 2 支部会費は年額2000円とします。
- 3 本支部の予算、決算に関することは総会に提案し、その議決を得なければなりません。
- 4 委員会は支部会員の要求のあるときは、その都度会計簿を見せなければなりません。
- 5 本支部の会計年度は7月1日より始まり、翌年6月30日に終わります。

(規約改正)

第11条 この支部規約の改正は総会においてのみなされ、出席会員の3分の2以上の賛成を必要

とします。

附 則

第1条 事務局の所在地は財務担当の住所を準用します。

第2条 この支部規約は2005年 月 日より効力を発するものとします。

京都ワンディセミナー「図書館員のプロフェッション」参加記

～ 司書をめぐる専門職論に対するコメント ～

大綱 浩一

今セミナーでは、次の講演が行われた。

■「専門職論争の遺したも：制度の中の司書と論の中の専門職」

薬師院はるみ（大阪樟蔭女子大学）

■「技量のさらなる発展をもとめて：司書の研修に関する国際的動向」

川崎良孝（京都大学大学院教育学研究科）

以下、1960年代から長年にわたり日本の図書館界で司書の問題に関して反復されてきた、専門性や専門職、あるいは専門職制度といった言葉を用いた議論「司書をめぐる専門職論」に対する私のコメントを記す。

「司書をめぐる専門職論」に対する最初の疑問は、司書をめぐる専門職論とは何者で、そこでは何のために、何が論じられ、何がポイントで、何が目指されているのか、といった点にあるように思われる。

そこで始めに、図書館員や司書の定義を押さえておくと、次のとおりである。

図書館員	【本来】は図書館で働く専門的職員を意味するが、 【広義】には図書館で働くすべての職員を指して用いられることもある。
司書	【本来】は図書館法が規定する司書資格を有し、図書館の専門的職務に従事する専門的職員を意味するが、 【広義】には専門職としての図書館員一般の意味で使われることもある。
司書資格	図書館法が規定する、司書となるための資格のことで、司書講習または司書課程を修了した者に付与される。
司書講習	大学で開設される、司書資格の付与を目的とする講習のこと。
司書課程	大学および短期大学で編成される、司書資格の付与を目的とする課程のこと。

これらの定義から図書館職員、図書館員、司書の関係をまとめると、次のようになる。

図書館職員	=	【広義】図書館員
非専門的職員		
専門的職員	=	【本来】図書館員 = 【広義】司書
非司書	:	司書資格を有さない
司書	:	司書資格を有する = 【本来】司書

「司書をめぐる専門職論」では、この「専門的職員 = 【本来】図書館員 = 【広義】司書」が専門職性(専門職の要件)を満たすか否か、満たすにはどうすればよいか、そもそも専門職性とは何か、といったことが論じられている。

次に、専門職制度と司書職制度の定義を押さえておくと、次のとおりである。

専門職制度	専門的な職務を、その職務についての知識や技術を持つ専門職が管理、運営してゆく制度のこと。
司書職制度	図書館の管理と運営を司書が行う制度のこと。 また、図書館司書として働きたい意欲(司書資格)と適性と能力をもった者が図書館に司書として採用され、そこで定着して働き、専門職の司書として成長してよい仕事をしてゆくことが人事行政上の制度として保障されていること。

「司書をめぐる専門職論」は図書館員の処遇改善や地位向上の文脈で論じられることが多い。しかし、先に押さえた定義では、必ずしも処遇改善や地位向上に主眼が置かれているわけではない。むしろ効果的・効率的な人事制度設計が指向されているように思われる。

本気で司書職制度を確立するのであれば、その有意性を社会や上位組織に認めさせる必要がある。社会や上位組織に認められないような制度ならば、確立し得ないというよりもむしろ、確立しても仕方ないように思う。重要なことは、客観的に分析し図書館員に専門職性があるか否かということよりも、日々の活動が専門職として社会に支持されるに足るか否かということだと思う。

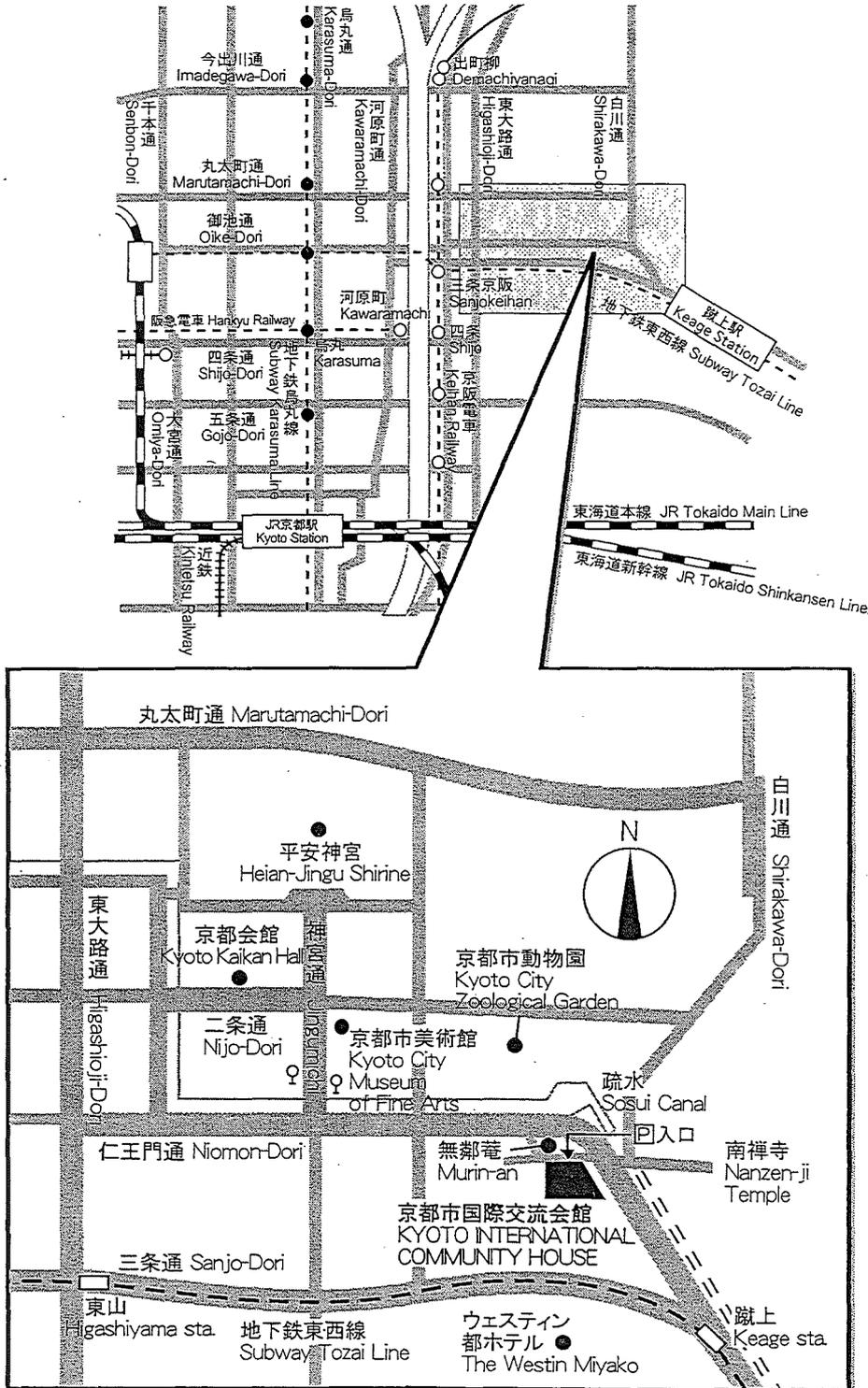
参考文献

- ・ 薬師院はるみ / 司書をめぐる専門職論の再検討(1)『図書館界』52 巻4号(通巻 295 号) November, 2000
- ・ 薬師院はるみ / 司書をめぐる専門職論の再検討(2)『図書館界』52 巻5号(通巻 296 号) January, 2001
- ・ 図書館情報学用語辞典 / 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編. -- 第2版. -- 丸善, 2002
- ・ 葉袋秀樹 / 図書館運動は何を残したか : 図書館員の専門性. -- 勁草書房, 2001

おおつな こういち (京都大学附属図書館)
tsuna@sky.plala.or.jp

「臨時支部総会」及び「京都ライブラリアン・セッション」会場へのアクセスマップ

「京都市国際交流会館」 <http://www.kcif.or.jp/jp/footer/05.html>



JR京都駅より

- 地下鉄 烏丸線に乗り「烏丸御池」駅で東西線に乗り換え、「蹴上」駅下車(約15分)、北へ徒歩6分
- 市バス ⑤・⑥系統に乗り、「京都会馆美術館前」下車(約25分)、東へ徒歩10分
- タクシー 約25分(4.8km)

三条京阪駅より

- 地下鉄 東西線に乗り「蹴上」駅下車(約5分)、北へ徒歩6分
- 市バス ⑤系統に乗り「京都会馆美術館前」下車(約7分) 東へ徒歩10分
- タクシー 約5分(1.1km)

四条河原町より

- 市バス ⑤・⑥・⑦系統に乗り、「京都会馆美術館前」下車(約10分)、東へ徒歩10分
- タクシー 約10分(1.9km)